

仙台市まちなか歩数表示補助事業実施要綱

(平成 29 年 10 月 20 日健康福祉局長決裁)

(趣旨)

第 1 条 仙台市まちなか歩数表示補助事業（以下「補助事業」という。）は、日常生活の歩数が増加する環境を整備し、仙台市民の健康の増進を図るため、町内会等の地域団体、NPO 等の市民活動団体その他の団体が、歩くことの意識づけを行う啓発表示を設置する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものである。このことについて、この要綱は、仙台市補助金等交付規則（昭和 55 年仙台市規則第 30 号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事柄を定めるものとする。

(補助金の交付対象者)

第 2 条 この補助金の交付を受けることができる者は、次に掲げる要件に該当する団体とする。

- 一 本市内に事務所等を置く団体であること
- 二 政治、宗教や営利を目的としない団体であること
- 三 団体の運営に関する規約、会則等を有し、構成員の名簿を備えていること
- 四 予算及び決算を適正に行っていること
- 五 1 年以上継続して活動していること
- 六 助成事業を遂行できる能力を有すること
- 七 総会等意思決定の会合を定期的に開催していること
- 八 法人の場合にあっては、法人の市民税及び事業所税に係る市長に対する申告（当該申告の義務を有する者に限る。）を行い、かつ本市の市税を滞納していないこと
- 九 暴力団と関係を有していないこと
- 十 その他市長が特に必要と認めた団体

2 前項第 8 号に規定する法人の市税の滞納状況は、市長が、申請者の同意に基づいて市税の納付状況を調査することにより確認するものとする。ただし、申請者が、市税の滞納がないことの証明書（申請日前 30 日以内に交付を受けたものに限る。）を提出した場合はこの限りではない。

3 第 1 項第 8 号に規定する市税とは、個人の市民税（当該法人が仙台市市税条例第 22 条各項の規定に基づき、特別徴収義務者に指定されている場合に限る。）、法人の市民税、固定資産税、軽自動車税、特別土地保有税、事業所税、都市計画税とする。

(補助金の交付要件)

第 3 条 補助金の交付は、次の各項に該当する事業を実施することを要件とする。

2 歩くことの意識づけを行う啓発表示（以下「啓発表示」という。）を 2 か所以上設置す

ること。なお、設置にあたっては、次の各号を満たすこと。

- 一 啓発表示の内容には、起点からの距離、歩数、消費エネルギーの目安を含めること
なお、歩数、消費エネルギーの目安については、別表を参考に設定すること
 - 二 設置場所は、広く一般市民の利用に供される場所であること
 - 三 設置にあたっては、各種法令や規則を順守すること。また、補助金の申請者と設置場所を管理する者が異なる場合には、設置場所を管理する者の許可を受けること
 - 四 補助金交付日の属する年度の3月末日までに設置を完了させること
- 3 啓発表示の設置に合わせて、まつりやイベント等により啓発表示の周知を行うこと。

(補助金の対象経費)

第4条 補助金の対象となる経費は、前条の事業の実施に要する、次の各号に掲げる経費とする。ただし、市長が特に必要と認めた場合はこの限りでない。

- 一 啓発表示の作成に係る経費（業務委託費、デザイン料、看板・印刷物作成費）
 - 二 啓発表示の設置に係る経費（業務委託費、工事費）
 - 三 本事業において設置した啓発表示の保守、周知に係る経費（ただし、交付決定日の属する年度に設置した啓発表示に限る）
- 2 次の各号に掲げる経費は補助金の対象外とする。
- 一 仙台市又はその他の団体が実施する他の助成制度の補助を受けている事業に対する経費
 - 二 補助事業実施に要することが明らかでない経費
 - 三 その他市長が適当でないとは判断した経費

(補助金の額及び回数限度)

第5条 補助金の額は、前条に規定する補助対象経費とし、当該対象経費総額が15万円を超える場合は15万円を上限とする。

- 2 前項の補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切捨てる。
- 3 補助できる回数は、同一の団体につき同年度に1回とし、合計3回までとする。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りではない。

(交付の申請)

第6条 規則第3条第1項の規定による交付の申請は、仙台市まちなか歩数表示補助金交付申請書（様式第1号）に次の書類を添えて、市長の定める期間内に市長に提出して行うものとする。

- 一 事業計画書（様式第1-1号）
- 二 収支予算書（様式第1-2号）
- 三 会則等団体の目的や活動内容が分かる資料

四 市税納付状況調査申請書（様式第 1 - 3 号）又は市税の滞納がないことの証明書（任意団体を除く）

五 啓発表示の設置の許可に係る書類の写し（補助金の申請者と設置場所を管理する者が異なる場合に限る）

（交付の決定等）

第 7 条 市長は、申請が到達してから 30 日以内に、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて現地調査等を行った上で、補助金の交付の可否及び補助金の額を決定するものとし、規則第 6 条の規定による決定の通知は、仙台市まちなか歩数表示補助金交付決定書（様式第 2 号）により行うものとする。

（補助事業の着手）

第 8 条 補助事業着手日は、補助金の交付の対象となる全部又は一部の事業に着手した日とし、当該着手日は交付決定日以降であるものとする。

（補助事業の変更等）

第 9 条 規則第 5 条第 1 項の規定による変更等の申請は、仙台市まちなか歩数表示補助事業変更等承認申請書（様式第 3 号、第 4 号）により行うものとする。

2 規則第 5 条第 1 項第 1 号に規定する市長の定める軽微な変更は、補助事業の内容の変更（当初事業目的を変更しない範囲のものに限る。）で、補助金の額に変更を生じないものとする。

3 第 1 項の申請に対する承認は、仙台市まちなか歩数表示補助事業（変更・中止・廃止）承認通知書（様式第 5 号）により行うものとする。

（申請の取下げ）

第 10 条 規則第 7 条第 1 項の規定による申請の取下げは、交付決定の通知があった日から 30 日を経過した日までに仙台市まちなか歩数表示補助金交付申請取下書（様式第 6 号）により行うものとする。

（実績報告）

第 11 条 規則第 12 条の規定による実績報告は、補助事業の成果を記載した仙台市まちなか歩数表示補助事業実績報告書（様式第 7 号）に次の書類を添えて、補助事業完了後、速やかに行わなければならない。

一 事業実績報告書（様式第 7 - 1 号）

二 収支計算書（様式第 7 - 2 号）又は収支を証する書類

三 補助対象経費支出内訳書

- 四 補助対象経費支出に係る領収書
- 五 啓発表示設置完了後の写真，配置図等の資料
- 六 啓発表示の周知に係る資料

(補助金の額の確定等)

第 12 条 市長は，前条の規定による実績報告を受けた場合において，当該報告に係る書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行った上で，補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは，交付すべき補助金の額を確定するものとし，規則第 13 条の規定による通知は，仙台市まちなか歩数表示補助金確定通知書（様式第 8 号）により行うものとする。

(是正のための措置)

第 13 条 市長は，第 12 条の規定による実績報告を受けた場合において，当該補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは，これに適合させるための措置をとるべきことを，当該補助事業について第 7 条の規定により補助金の交付の決定の通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）に命ずるものとし，理由を付して書面により通知するものとする。

(補助金の交付)

第 14 条 市長は，補助金を規則第 15 条ただし書きの規定による概算払により交付するものとする。

(決定の取消し)

第 15 条 市長は，補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは，補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すものとする。

- 一 虚偽その他不正の手段により補助金の交付の決定又は交付を受けたとき
- 二 補助金を他の用途に使用したとき
- 三 補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件その他規則又はこの要綱に基づき市長が行った処分に違反したとき

2 前項の規定による取消しを行ったときは，理由を付して書面により通知するものとする。

(補助金の返還)

第 16 条 市長は，補助金の交付の決定を取り消した場合において，補助事業の当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは，期限を定めて，その全部又は一部の返還を命じるものとする。

2 市長は，補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において，既にその額を

超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分の返還を命ずるものとする。

(財産の処分の制限等)

第 17 条 補助事業者は、補助事業により取得した啓発表示について、市長の承認を受けな
いで補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付けまたは担保に供しては
ならない。

2 補助事業者は、補助事業により設置した啓発表示について、安全や景観が保たれるよ
う点検し、維持管理に努めなければならない。

3 補助事業者は、啓発表示の設置の許可に係る書類を更新した場合には、更新した書類
の写しを市長へ提出しなければならない。(補助金の申請者と設置場所を管理する者が異
なる場合に限る。)

(立入検査等)

第 18 条 市長は、必要があると認めるときは、補助事業者から報告若しくは資料の提出を
求め、又は当該職員にその事務所、事業所等に立ち入らせ、書類その他の物件を検査させ、
若しくは関係者に質問させるものとする。

2 市長は、前項の結果、必要があると認めるときは、補助事業者に対し改善その他必要
な措置を講ずるよう指導することができる。

(書類の整備等)

第 19 条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿等の証拠書類を
整備し、かつ補助金の交付を受けた年度の翌年度から 5 年間保存しておかなければなら
ない。

(委任)

第 20 条 この要綱の実施に関し必要な事項は、健康福祉局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 29 年 10 月 20 日から実施する。

附 則 (令和 5 年 4 月 1 日改正)

この改正は、令和 5 年 4 月 1 日から実施する。

歩数・消費エネルギーの目安について

(1) 啓発表示に記す歩数、消費エネルギーの目安は以下の表を参考にすること。

また、それぞれに用いた身長、体重も併記すること。

			距離													
			0.1km (100m)		0.5 km		1 km		1.5 km		2 km		2.5 km		3 km	
身長 (cm)	歩幅 (cm)	体重 (kg)	歩数	消費エネルギー (kcal)	歩数	消費エネルギー (kcal)	歩数	消費エネルギー (kcal)	歩数	消費エネルギー (kcal)	歩数	消費エネルギー (kcal)	歩数	消費エネルギー (kcal)	歩数	消費エネルギー (kcal)
150	68	45	148	2.2	741	11.2	1,481	22.4	2,222	33.6	2,963	44.8	3,704	56.0	4,444	67.2
		50		2.5		12.4		24.9		37.3		49.8		62.2		74.6
		55		2.7		13.7		27.4		41.0		54.7		68.4		82.1
		60		3.0		14.9		29.9		44.8		59.7		74.6		89.6
		65		3.2		16.2		32.3		48.5		64.7		80.8		97.0
155	70	50	143	2.5	717	12.4	1,434	24.9	2,151	37.3	2,867	49.8	3,584	62.2	4,301	74.6
		55		2.7		13.7		27.4		41.0		54.7		68.4		82.1
		60		3.0		14.9		29.9		44.8		59.7		74.6		89.6
		65		3.2		16.2		32.3		48.5		64.7		80.8		97.0
		70		3.5		17.4		34.8		52.2		69.7		87.1		104.5
160	72	50	139	2.5	694	12.4	1,389	24.9	2,083	37.3	2,778	49.8	3,472	62.2	4,167	74.6
		55		2.7		13.7		27.4		41.0		54.7		68.4		82.1
		60		3.0		14.9		29.9		44.8		59.7		74.6		89.6
		65		3.2		16.2		32.3		48.5		64.7		80.8		97.0
		70		3.5		17.4		34.8		52.2		69.7		87.1		104.5
165	74	55	135	2.7	673	13.7	1,347	27.4	2,020	41.0	2,694	54.7	3,367	68.4	4,040	82.1
		60		3.0		14.9		29.9		44.8		59.7		74.6		89.6
		65		3.2		16.2		32.3		48.5		64.7		80.8		97.0
		70		3.5		17.4		34.8		52.2		69.7		87.1		104.5
		75		3.7		18.7		37.3		56.0		74.6		93.3		111.9
170	77	60	131	3.0	654	14.9	1,307	29.9	1,961	44.8	2,614	59.7	3,268	74.6	3,922	89.6
		65		3.2		16.2		32.3		48.5		64.7		80.8		97.0
		70		3.5		17.4		34.8		52.2		69.7		87.1		104.5
		75		3.7		18.7		37.3		56.0		74.6		93.3		111.9
		80		4.0		19.9		39.8		59.7		79.6		99.5		119.4
175	79	65	127	3.2	635	16.2	1,270	32.3	1,905	48.5	2,540	64.7	3,175	80.8	3,810	97.0
		70		3.5		17.4		34.8		52.2		69.7		87.1		104.5
		75		3.7		18.7		37.3		56.0		74.6		93.3		111.9
		80		4.0		19.9		39.8		59.7		79.6		99.5		119.4
		85		4.2		21.1		42.3		63.4		84.6		105.7		126.9
180	81	65	123	3.2	617	16.2	1,235	32.3	1,852	48.5	2,469	64.7	3,086	80.8	3,704	97.0
		70		3.5		17.4		34.8		52.2		69.7		87.1		104.5
		75		3.7		18.7		37.3		56.0		74.6		93.3		111.9
		80		4.0		19.9		39.8		59.7		79.6		99.5		119.4
		85		4.2		21.1		42.3		63.4		84.6		105.7		126.9

【啓発表示の表記例】

ここから ○○ まで 1.5km

1,961 歩 52.5 キロカロリー消費

※身長 170cm 体重 70kg の場合の目安です

(2) 上の表に記載ない身長、体重で、歩数・消費エネルギーを計算する場合には、以下の式を参考にすること。

$$\text{歩数の目安(歩)} = \frac{\text{距離(m)}}{\text{身長(m)} \times 0.45}$$

$$\text{消費エネルギーの目安(kcal)} = \frac{\text{体重(kg)} \times \text{距離(m)} \times 2}{4,020}$$

(例) 5km のコースを身長 168cm, 体重 72kg の方が歩く場合

$$\text{歩数の目安(歩)} = \frac{\text{距離 } 5,000(\text{m})}{\text{歩幅}\{\text{身長 } 1.68(\text{m}) \times 0.45\}} = \text{約 } 6,614 \text{ 歩}$$

$$\text{消費エネルギーの目安(kcal)} = \frac{\text{体重 } 72(\text{kg}) \times \text{距離 } 5,000(\text{m}) \times 2(\text{メッツ})}{\text{時速}\{67(\text{m}/\text{分}) \times 60(\text{分})\}} = \text{約 } 179.1\text{kcal}$$

- 歩幅の目安は、身長 × 0.45 で計算しています。
- 歩く速さは、普通歩行(犬の散歩程度の速さ、約 4km/時)で計算しています。
- 消費エネルギーの目安は、普通歩行の運動強度を 3メッツ(※)とし、安静時(1メッツ)の消費エネルギーを引いて計算しています。

※ メッツとは、身体活動の強さを安静時の何倍に相当するかを表す単位で、座って安静にしている状態が 1メッツ、普通歩行が 3メッツに相当し、普通歩行では安静時の 3 倍のエネルギーを消費します。(参考:健康づくりのための身体活動基準 2013)